

ねたきり等高齢者寝具丸洗い費用助成要綱

(総則)

第1条 ねたきりその他の高齢者が日常使用している寝具の丸洗いを行う場合の費用の助成については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 在宅で介護を受けている高齢者に対し寝具丸洗いのサービスを提供することにより、高齢者日常生活の衛生面の向上及び介護者の身体的、精神的又は経済的負担の軽減を目的とする。

(対象者)

第3条 この助成を受けることのできる者は、次の各号に該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 市内に居住する65歳以上の在宅の者（別表に掲げる施設に一時的な滞在（3か月未満）をする場合を含む。）であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定により、本市から要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けた者のうち、日中も主にベッド等上で生活しているものであること。

イ 介護保険法に基づく要介護認定により、本市から要介護1又は要介護2の認定を受けた者のうち、排泄の介助を必要とする状態であることを医師が認めるものであること。

(助成の内容)

第4条 寝具丸洗い費用の助成は、対象者に対し寝具丸洗い利用券（第1号様式。以下「利用券」という。）を4月につき1枚（利用券1枚で丸洗いできる寝具類は、掛布団、敷布団及び毛布各1枚とする。）交付することにより行う。

2 利用券は、あらかじめ1年分をまとめて交付することができる。

(寝具丸洗い利用券交付申請書等)

第5条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、ねたきり等高齢者寝具丸洗い利用券交付申請書による。

2 第3条第2号イに該当する者が申請する場合は、前項の申請書に当該高齢者が排泄の介助を必要とする状態であることを医師が証明する書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 規則第5条第2項に規定する決定通知は、利用券の交付をもって代える。
(自己負担金)

第6条 対象者は、実施事業者を利用券を提出する際に、寝具丸洗いのサービスに要する費用の一部(以下「自己負担金」という。)を負担しなければならない。

2 自己負担金の額は、利用券1枚の提出につき500円とする。

3 対象者は、自己負担金を利用券を提出する実施事業者に支払うものとする。
(支払)

第7条 利用券に係る料金は、市が負担するものとする。

2 市長は、実施事業者が寝具丸洗いのサービスを提供した後に、寝具丸洗いのサービスの提供に要した費用の額から自己負担金の額を控除した額を、実施事業者からの請求により、支払うものとする。

3 実施事業者は、受け取った利用券を4月、8月及び12月10日までにそれぞれの前月までの分をとりまとめて、市長に料金を請求するものとする。

(対象資格の喪失)

第8条 対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を喪失する。

(1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) サービスの提供を辞退したとき。

(3) 利用券を他人に譲渡したとき。

(4) その他市長が利用券の交付をすることが適当でないと認めたとき。

(その他)

第9条 利用券は、対象者以外の者は使用することができない。

2 利用券は、有効期限内に限り使用することができる。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の日から平成15年3月31日までの間に限り、改正前のねたきり高齢者等寝具丸洗い費用助成要綱第2条の規定により平成12年3月31日において対象者であった者は、改正後のねたきり高齢者等寝具丸洗い費用助成要綱第2条に規定する対象者とみなす。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	病院
---------	-----------	----------	----

第1号様式（第4条第1項関係）

寝具丸洗い利用券	
住所 横須賀市	
氏名	
品名 (□にレを記入してください。)	
丸洗い実施日	年 月 日
有効期限 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 掛ふとん <input type="checkbox"/> 敷ふとん <input type="checkbox"/> 毛布
自己負担額 円	
横 須 賀 市 長 <input type="checkbox"/>	